泉　信也　国家公安委員長殿

少年警察活動規則「改正」案についての申し入れ

2007 年 10 月 10 日　日本共産党国会議員団

「改正」少年法審議にあたり、わが党は、刑事責任能力のない十四歳未満の子どもたちに対する警察の調査について、①少年法の理念を覆し、警察が児童福祉機関に優先して捜査を行い罰することを最優先するものにほかならないこと、②警察の取調に対して子どもは大人以上に萎縮し取調官に迎合して虚偽の自白をしてしまう傾向があり、格段にえん罪の可能性が高いこと、③少年に対する違法取扱いとえん罪を繰り返してきた少年警察の在り方を正すことこそ先決であることを厳しく指摘してきました。

国会審議の過程でこの点は重大争点の一つとなり、結果、与党修正案によって、①「ぐ犯少年である疑いのある者」に対する警察の調査権限付与条項は削除され、②触法少年に対する調査について少年に弁護士付添人選任権を定めるとともに、調査にあたっての情操保護と「強制にわたることがあってはならない」への配慮規定が設けられることとなりました。

ところが、警察庁が発表した同法の本年 11 月施行に伴う少年警察活動規則「改正」案は、「第三節　ぐ犯調査」を新設し、27 条では「少年法第３条第 1 項第 3 号に掲げる事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがあることを具体的に明らかにするよう努める」などと規定して、警察官が調査を開始する段階では罪を犯すおそれが具体的でなくてもよいことを当然の前提とするなど、警察官が主観的に「犯罪を犯すおそれがある」と判断すれば少年に対する調査を実施可能にしようとしています。

これは国会の制定法によって削除された「ぐ犯少年の疑いのある者」に対する警察官の調査権限を規則によって復活しようとするものに他なりません。国会の明示された意思に反するものであり、違憲・違法のそしりは免れません。

また、触法少年に対する調査についての法案修正を実効あらしめるためには、その趣旨に沿った規則での具体化が不可欠です。

日本共産党国会議員団は、上記の理由から、以下の点を申し入れます。

一、　「少年警察活動規則の一部を改正する規則案」第三章第三節「ぐ犯調査」の規定を削除すること。

二、　同第二節「触法調査」の規定について、①少年の調査にあたり、警察官が少年に対し、弁護士付添人選任権を告知する規定を定めること、②少年の調査にあたり、警察官が少年に対し、「意に反して供述を強制されることはない」旨を告知する規定を定めること、③調査の立ち会いを認めるものの例示に弁護士付添人を加えること、④規則案第１６条から、少なくとも「詳細に」は削除すること。

三、　国家公安委員会においては、関係者の意見を十分に聴取して、慎重な審議をおこない、拙速な決定を行わないこと。